

林務部における測量業務の旅費交通費の積算については、下記の事項にご留意ください。

○測量業務の現地踏査及び業務に伴う作業の旅費交通費は、標準歩掛の機械経費等に含まれているため、原則計上しません。

ただし、森林整備業務に伴う測量業務は、原則旅費交通費を計上します。

(森林整備業務に伴う測量業務の歩掛は、長野県独自歩掛であるため)